

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

男鹿東部地区南部排水機場原動機機能診断業務

現 場 説 明 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

1. 一般事項

契約の保証については別紙1のとおり。

2. 積算業務区分等について

本業務の予定価格の積算は以下に基づき行っている。

- (1) 設計業務：設計業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）
- (2) 調査業務：地質、土質調査業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）

3. 作業歩掛について

本業務の作業歩掛は以下のとおりである。

【調査作業】

作業項目	作業 数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
現地踏査	4 台	1.0	1.0	1.0			
電動機振動調査	20 回		4.0	4.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.2	0.2			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
減速機振動調査	20 回		4.0	4.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.2	0.2			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
タコジェネレータ振動調査	20 回		4.0	4.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.2	0.2			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
電磁振動精密分析調査	4 台	8.0	16.0	16.0			
(参考：単位当たり)	(台)	2.0	4.0	4.0			
芯ブレ調査	20 回		4.0	4.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.2	0.2			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
電動機回転速度計測	20 回		2.0	2.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.1	0.1			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
電動機電流電圧計測	20 回		2.0	2.0			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%
(参考：単位当たり)	(回)		0.1	0.1			機械経費：2.0% 諸雑費：0.5%

※機械経费率及び諸経费率はそれぞれ歩掛に技術者単価を乗じて算出した人件費に対する率である。

【設計作業】

作業項目	作業数量	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
事前調査	1 式	2.0	2.0	2.0			
性能低下原因の推定	1 式	2.0	2.0	4.0			
簡易機能診断手法の検討	1 式	2.0	4.0	4.0	2.0		
点検とりまとめ	1 式	2.0	2.0	2.0			

4. 打合せについて

- (1) 積算の基地は「秋田市」として算定している。
- (2) 打合せ人員については下記のとおりである。

項 目	主任技師	技師A	技師B	備 考
着手前	0.5	0.5		
中間（第2回）		0.5	0.5	
最終	0.5	0.5		

1 回当たりの打合せは0.5日としている。積算基地及び打合せ場所がいずれも「秋田市」であるため移動日にかかる人件費は計上していない。

積算基地及び打合せ場所はいずれも「秋田市」であるため、交通費は計上しない。

5. 外業について

- (1) 積算の基地は「秋田市」で算定している。
- (2) 現地調査の交通手段は「ライトバン」で算定している。

現地調査にかかる交通費は秋田市～現地（南秋田郡大潟村）を5日分計上している。

交通費は1.0時間／片道として計上している。

日帰りで調査するものとして、交通費（ライトバン損料および燃料費）のみ計上している。

日帰りのため技術者にかかる旅費は計上していない。

6. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

○ 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任 官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
 - (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
 - (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証券等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証券等の提出又は寄託に代えて、電子証券等閲覧サービス(電子証券等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証券等を閲覧するために用いる契約情報(電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証券等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証券等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。